



金 沢 市 公 報

号外第 11 号の 5

平成30年(2018年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●教育委員会規則		○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (") 4
○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	1	○金沢市企業局会計規程等の一部を改正する規程 (") 4
●教育委員会告示		●公営企業訓令甲
○金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校)	1	○金沢市企業局巡視規程の一部改正について (企業総務課) 5
●固定資産評価審査委員会告示		●病院事業管理規程
○金沢市固定資産評価審査委員会規程の一部改正について (固定資産評価審査委員会)	2	○金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局) 5
●公営企業管理規程		○金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程 (") 5
○金沢市農村下水道条例施行規程 (企業総務課)	2	○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (") 5
○金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例施行規程 (")	3	○金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (") 6
○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (")	4	

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表第9号の項中「部局専門研修」を「職場研修(課単位で行うものを除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第4号

金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

別表第2項の表中

4	2 a	4, 6
---	-----	------

 を

2 a 4 b	2 a	4
---------	-----	---

 に、

数学A	2		2	を
数学A	2		2	に改める。
数学B		2 a	0, 2	

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成30年4月1日に現に第2学年及び第3学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

固定資産評価審査委員会告示

●金沢市固定資産評価審査委員会告示第1号

金沢市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。
平成30年3月30日

金沢市固定資産評価審査委員会委員長 坂 井 美 紀 夫

第18条中「法第433条第3項の規定により提出させた資料並びに」を「第10条から第13条までの規定により作成した」に、「関係者の」を「審査申出人その他関係者から閲覧を求められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第19条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

第21条 この規程に定めるもののほか、委員会の審査に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第18条の次に次の1条を加える。

第19条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審査申出人から提出書類等（法第433条第11項において読み替えて準用する同法第32条第1項若しくは第2項の規定により提出された書類その他の物件又は法第433条第3項の規定によって提出させた資料をいう。以下同じ。）の閲覧又は当該書類若しくは当該資料の写しの交付を求められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に供し、又はその交付をするものとする。

- 2 委員会は、前項の閲覧をさせ、又は同項の交付をしようとするときは、提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 委員会は、第1項の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の交付を受ける者は、金沢市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第7号）第7条において準用する同条例第3条に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市農村下水道条例施行規程をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市農村下水道条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、金沢市農村下水道条例（平成4年条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 金沢市公共下水道条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第2号）第2条から第4条まで、第6条、第8条、第9条及び第15条から第18条までの規定（様式に係る部分を除く。）は、条例第2条第1号に規定する農村下

水道に係る排水設備の共同設置、ます等への固着、計画確認申請、工事完了届、使用開始等の届出、汚水排水量の認定、他人の土地又は排水設備の使用、排水設備の清掃、使用料の減免及び届出の取扱いについて準用する。この場合において、これらの規定中「排水設備等」とあるのは「排水設備」と、「公共下水道」とあるのは「農村下水道」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句
第3条	条例第4条第3号の規定により、排水設備を公共ます等	排水設備を農村下水道のますその他の排水施設（所有者の承諾を得て、他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。）
第4条	条例第5条	金沢市農村下水道条例（平成4年条例第65号。以下「条例」という。）第5条
第8条	条例第10条	条例第11条
第17条第1項	条例第17条	条例第15条

（使用水量の端数の取扱い）

第3条 条例第12条第2項第1号に規定する使用水量における1立方メートル未満の端数は、次回の量水器の点検による使用水量に算入する。ただし、使用を休止し、又は廃止した月の使用水量にあっては、この限りでない。

2 条例第12条第3項の規定により、使用水量を2で除した場合に生ずる検針日の属する月の前月分に係る1立方メートル未満の端数は、当該検針日の属する月分に算入する。

（ます及び取付管の特別設置申請）

第4条 条例第16条の規定により農村下水道のます及び取付管の新設又は増設を受けようとする使用者は、その旨を公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請し、当該新設又は増設に要する費用の概算額を前納しなければならない。

2 前項の新設又は増設に係る工事が完了した場合において、同項の規定により前納を受けた額と当該工事に要した費用の額に過不足を生じた場合は、管理者は、その額を追徴し、又は還付する。

（様式）

第5条 届出書、申請書、決定通知書等の様式は、金沢市公共下水道条例施行規程で定める様式に準ずるものとする。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 金沢市農村下水道条例施行規則及び金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規則を廃止する規則（平成30年規則第43号）による廃止前の金沢市農村下水道条例施行規則（平成5年規則第25号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされたものとみなす。

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例施行規程をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例（昭和58年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（分担金の算定）

第2条 条例第3条第4号及び第5号の規定による分担金（以下「分担金」という。）の額は、本市が行う農村下水道事業の受益戸数割により算定するものとする。

（徴収の猶予又は減免）

第3条 条例第5条の規定に基づき分担金の徴収の猶予又は減免を受けようとする者は、その事由を記載した書類を

公営企業管理者に提出しなければならない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表第10号の項中「部局専門研修」を「職場研修（課単位で行うものを除く。）」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

第7条第1項第3号中「施設部」を「維持管理課又は施設部」に改め、同条第3項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附則第3項を削る。

別表第1中「課長 料金センター所長」を「課長」に、「担当課長」を「担当課長 料金センター所長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局会計規程等の一部を改正する規程

(金沢市企業局会計規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第72条第2号中「公共下水道事業会計」を「下水道事業会計」に改める。

別表第6中「公共下水道事業会計勘定科目表」を「下水道事業会計勘定科目表」に改める。

別表第7その1中「ガス・水道・工業用水道・公共下水道事業会計」を「ガス・水道・工業用水道・下水道事業会計」に改める。

(金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程の一部改正)

第2条 金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の規定に基づく本市の処理区域内において、し尿を公共下水道に排除するために便所を改造しようとする者に対し、改造するために要する資金の融通を行う場合における」を削る。

(金沢市企業局庁舎等管理規程の一部改正)

第3条 金沢市企業局庁舎等管理規程(平成24年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に金沢市農村下水道条例施行規則及び金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規則を廃止する規則(平成30年規則第43号)による廃止前の金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規則(平成13年規則第9号)の規定によりされた手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程の相当規定によりされたものとみなす。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局巡視規程(昭和28年公営企業訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

別表中「整とん」を「整頓」に、「公共下水道」を「下水道」に、「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程(平成25年病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「腎臓内科」を「腎臓・リウマチ科」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市立病院事務決裁規程(平成25年病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表組織及び人事管理の表第9号の項中「部局専門研修」を「職場研修(室等の単位で行うものを除く。)」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項を削る。

第6条第3項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第1中「中央診療部副部長」を「中央診療部副部長 看護部長」に、「放射線室副室長 看護部長」を「放射線室副室長 薬剤室長」に、「医事室長 薬剤室長」を「医事室長」に改める。

別表第2第3項の表中7級の項を次のように改める。

7級	2種	76,700円
	3種	65,700円

別表第2第4項の表中7級の項を次のように改める。

7級	2種	77,300円
	3種	66,300円
	4種	55,200円

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市立病院事業管理規程第4号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		長期前受金戻入	」	を
「		長期前受金戻入 病児保育事業収益	」	に、
			利用料 補助金	
「		雑損失	」	を
			手数料	

		病児保育事業費	手数料 報償費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 保険料 賃借料 委託料 通信運搬費 手数料	に
		雑損失		

改める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市立病院会計規程の規定は、平成30年度分からの会計事務について適用し、平成29年度分までの会計事務については、なお従前の例による。

平成30年(2018年)3月30日 印刷
平成30年(2018年)3月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄